

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 4

処 分 名	議会の議員及び議会の議員の解職請求代表者の施設の使用に要する費用の承認			
処 分 の 概 要	演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額を承認する。			
根 抱 法 令 名	地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)			
条 项	第113条			
所 管 課 (処分権者)	選挙管理委員会事務局			
経由機関での処理期間		なし		
所管課での処理期間		即日		
標準処理期間		計 即日		
判断基準	各施設の通常使用に要する費用と同額とする。			
【根拠法令等】 地方自治法施行令				
第百十三条 第百条の二、第百三条から第百五条まで、第百七条、第百八条第二項、第百九条(公職選挙法第十二条第一項 及び第四項、第十五条、第十五条の二第四項、第六十八条第一項第二号及び第六号ただし書並びに第二百七十一条に関する部分を除く。)、第百九条の二及び第百九条の三の規定は、普通地方公共団体の議会の議員の解職の投票について準用する。この場合において、第百条の二第一項中「前条」とあり、及び第百四条第一項中「第百条」とあるのは、「第百十条」と読み替えるものとする。				
第百七条 普通地方公共団体の議会及びその解散請求代表者は、左に掲げる施設を使用して、演説会等を開催することができる。 一 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。)及び公民館(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十一条に規定する公民館をいう。) 二 地方公共団体の管理に属する公会堂 三 前各号に掲げるものの外、市町村の選挙管理委員会の指定する施設 2 前項に規定する演説会等の開催のための施設は、学校にあつてはその授業、研究又は諸行事、他の施設にあつては業務又は諸行事に支障がある場合においては、これを使用して演説会等を開催することができない。 3 第一項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならぬ。 4 普通地方公共団体の議会及びその解散請求代表者は、演説会等を開催しようとする場合において、第一項各号の施設を使用しようとするときは、前項の規定による費用を、あらかじめ、その管理者に支払わなければならない。				

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。